

【工学部、工学研究科】専門教育科目のうち高度国際性涵養教育科目にも該当する科目の授業科目の区分変更について

2019年度以降に入学した学生は、専門教育科目の他に高度国際性涵養教育科目、高度教養教育科目が卒業要件となっています。

専門教育科目のうち高度国際性涵養教育科目にも該当する科目を修得している方で希望する授業科目の区分に算入されていない方は、以下のとおり申請いただくことにより変更が可能です。
成績と入学年度の履修案内を参照し、授業科目の区分の変更が必要な場合は、申請してください。

【申請方法】

添付の授業科目区分変更申請書に必要事項を記載し、教務課学生支援係へ提出する。

【提出方法】

窓口開室時間は、平日の9:00～17:00まで（11:30～12:30は除く）
窓口申請の場合、吹田キャンパスU1M棟1階中央カウンターまで持参。
メール申請の場合、gs_seiseki@eng.osaka-u.ac.jpまで送付。

【注意事項】

※授業科目の区分（専門教育科目、高度国際性涵養教育科目、高度教養教育科目）はK O A Nの単位修得状況又は証明書自動発行機から発行した成績証明書により確認することができます。

※専門教育科目のうち高度国際性涵養教育科目にも該当する科目は、どちらか一方の科目にしか算入されません。

※高度国際性涵養教育科目や専門教育科目のうち高度国際性涵養教育科目にも該当する科目（2単位で構成されているもの）
を修得した場合、その2単位の中の1単位を切り分けて振り分けることはできません。

※学部生について、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の修得可能時期は学部2年生秋学期から修得が可能なので、当該申請は2年次秋冬学期終了後から申請できます。